

大田原市公告第56号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を認可しましたので、同条第7項の規定より公告する。

令和8年7月31日

大田原市長 相馬 憲一

- 1 関係書類は産業文化部農政課に備え置いて縦覧に供する。